

有料放送役務契約約款

平成28年11月1日

KDDI株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この有料放送役務契約約款（以下「約款」といいます。）により、TVサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、当社からの申出により提供条件を変更する場合であって、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第175条第8項第3号ロに該当しない変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語は、放送法（昭和25年法律第132号）及び放送法施行規則（以下、総じて「法」といいます。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 TVサービス	有線役務利用放送設備により提供される当社の自主放送サービスであって、当社と契約を締結した場合にのみ視聴できるもの
2 TV契約	当社からTVサービスの提供を受けるための契約
3 TV契約者	当社とTV契約を締結している者
4 TV契約申込者	当社にTV契約の申し込みをする者
5 ユーザコード	TV契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、1の引込回線ごとに当社がTV契約に基づいてそのTV契約者に割り当てるもの
6 TVサービス取扱所	TVサービスに関する業務を行う当社の事業所
7 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
8 FTTH網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）
9 FTTH接続回線	FTTH網とTV契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
10 起算日	当社がTV契約ごとに定める毎暦月の一定の日
11 料金月	1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
12 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であ

	って、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
13 自営端末設備	TV契約者が設置する端末設備
14 自営電気通信設備	TV契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 TVサービスの種類

（TVサービスの種類）

第4条 TVサービスには、次の種類があります。

1 基本chサービス	当社が指定するチャンネルに限られるもの
2 追加chサービス	TV契約者又はTV契約申込者が選択するチャンネルによるもの

2 当社が指定するFTTH接続回線と端末設備（セットトップボックス）をご利用頂く場合、基本chサービスは、料金表に定める料金にてご利用いただけるものとします。

第3章 TV契約

（契約の単位）

第5条 当社は、1のユーザコードごとに1のTV契約を締結します。この場合において、TV契約者は、1のTV契約につき1人に限ります。

（申込の方法）

第6条 TV契約の申し込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うFTTHサービス取扱所に通知していただきます。

（申込の承諾）

第7条 当社は、TV契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該当しない場合は、そのTV契約の申し込みを承諾しません。

1) TV契約申込者が当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者（インターネット契約者又はFTTH電話契約者）に限ります。また、TV契約の申し込みとと

- もに、当社のF T T Hサービス契約約款に規定する利用契約の申し込みがあった場合に、当社が当該T V契約の申し込みと当該利用契約の申し込みの承諾を同時に行うときには、当該T V契約の申し込みをする者を含みます。) であること。
- 2) 当社の特定T V再送信サービス契約約款に規定する特定T V再送信契約者もしくは特定T V再送信申込者であること。
 - 3) 沖縄セルラー電話株式会社が定めるF T T Hサービス契約約款に規定する利用契約者(T V契約の申し込みとともに、沖縄セルラー電話株式会社のF T T Hサービス契約約款に規定する利用契約の申し込みを同時に行う者を含みます。) であること。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、そのT V契約の申し込みを承諾しないことがあります。
- 1) 申し込みのあったT Vサービスを提供するために必要な設備を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
 - 2) T V契約申込者がT Vサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 3) T V契約申込者が第15条(T Vサービスの利用停止)の規定によりT Vサービスの利用停止をされている、又は当社が行うT V契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 4) T V契約申込者が著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害するおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - 5) T V契約申込者がその申し込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。
 - 6) T V契約申込者がT V契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - 7) T V契約申込者がT Vサービスを法及び他の法令に反する目的で利用し又は利用するおそれがあると認められるとき。
 - 8) その他T Vサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、T V契約の申込を承諾したときは、T Vサービスの開通日を通知します。

(権利の譲渡)

第8条 T V契約者は、T V契約上の権利、義務その他T V契約上の地位の全部又は一部について譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。

(T V契約者が行うT V契約の解除)

第9条 T V契約者は、T V契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うT Vサービス取扱所に通知していただきます。

(TV契約者等が行う初期契約解除)

第9条の2 TV契約者等(新たにTV契約(以下この条において「新規契約」といいます。)の申込みをする者又はTV契約の内容の変更(以下この条において「変更契約」といいます。)を請求するTV契約者をいいます。以下この条において同じとします。)は、放送法施行規則第175条の3第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面(対象契約(新規契約又は変更契約をいいます。以下この条において同じとします。)を締結したときに、放送法第150条の2第1項に基づき当社がTV契約者等に交付した書面(同条第2項の規定により提供するものを含みます。)をいいます。以下この条において同じとします。)を受領した日から起算して8日が経過するまでの間、当社に書面を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合において、TV契約者等に、その書面の発送等に要する費用を負担していただきます。

- 2 初期契約解除は、TV契約者等が前項に既定する書面を発した日又は通知をした日に、その効力を生じます。
- 3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、放送法第150条の3、放送法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

(破産等によるTV契約の解除)

第10条 当社は、TV契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのTV契約を解除します。

(当社が行うTV契約の解除)

第11条 当社は、第15条(TVサービスの利用停止)の規定によりTVサービスの利用停止をされたTV契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのTV契約を解除することがあります。

- 2 当社は、TV契約者が第15条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、TVサービスの利用停止をしないでそのTV契約を解除することがあります。
- 3 前2項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、そのTV契約を解除することがあります。
 - 1) 申し込みのあったTVサービスを提供するために必要な設備を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
 - 2) TV契約申込者がその申し込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき

- 3) その他TVサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、前3項の規定により、そのTV契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをTV契約者に通知します。
- 5 当社は、TV契約者(料金表に規定するカテゴリーⅢに係るTV契約者を除きます。)が当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者でなくなった場合には、そのTV契約を解除します。
- 6 5 当社は、TV契約者(料金表に規定するカテゴリーⅢに係るTV契約者に限りません。)が当社の特定TV再送信サービス契約約款に規定する特定TV再送信契約者でなくなった場合には、そのTV契約を解除します。
- 7 当社は、TV契約者が沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者でなくなった場合には、そのTV契約を解除します。
- 8 第1項から第3項に基づき契約を解除された者が再契約を希望する場合には、解除原因となった事実を解消しなければなりません。当社が、再契約を認めるときは、新たなTV契約を締結するものとします。

(TV契約者の地位の承継)

- 第12条 相続又は法人の合併若しくは分割によりTV契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うTVサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(TV契約者の氏名等の変更)

- 第13条 TV契約者は、その氏名、名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うTVサービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにも係わらずTVサービス取扱所に届出がないときは、第11条(当社が行うTV契約の解除)及び第15条(TVサービスの利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 2 当社は、前項の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 利用中止等

(TVサービスの利用中止)

第14条 当社は、電気通信設備の維持管理のため、TVサービスの利用を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりTVサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをTV契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(TVサービスの利用停止)

第15条 当社は、TV契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのTVサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったTVサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（当社の契約約款及び料金表の規定により支払いを要することとなった電気通信サービス等に係る料金（当社がTVサービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限りません。）を含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのTVサービスの利用を停止することがあります。

- 1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - 2) 第35条（利用に係るTV契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - 3) 当社の承諾を得ずに、FTTH接続回線に、電気通信設備を接続したとき。
 - 4) FTTH接続回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をFTTH接続回線から取り外さなかったとき。
 - 5) TV契約者がTVサービスを法及び他の法令に反する目的で利用し又は利用するおそれがあると当社が判断したとき。
 - 6) 前各号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、TVサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、当社の特定TV再送信サービス契約約款に規定する特定TV再送信契約を締結しているTV契約者が、その特定TV再送信契約において、当社の特定TV再送信サービス契約約款の規定により利用停止となった場合は、6か月以内で当社が定める期間、

そのTVサービスの利用を停止することがあります。

- 3 当社は、沖縄セルラー電話株式会社のF T T Hサービス契約約款に規定する利用契約を締結しているTV契約者が、その利用契約が利用停止となった場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのTVサービスの利用を停止することがあります。
- 4 当社は、前2項の規定によりTVサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を利用契約者に通知します。

第5章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第16条 当社は、TV契約者から請求があったときは、料金表により端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第17条 当社は、TV契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の返却)

第18条 TV契約者は、当社が提供する端末設備を返却しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うTVサービス取扱所に通知していただきます。

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第19条 当社が提供するTVサービスに係る料金は、定額利用料(料金表第1(定額利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

- 2 当社が提供するTVサービスに係る工事に関する費用は、工事費(料金表第2(工事費)に定める費用をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第 20 条 TV 契約者は、当社が第 7 条第 4 項の規定に基づき、当該 TV 契約者に通知した TV サービスの開通日（以下「開通日」といいます。）から起算して TV 契約の解除又は端末設備の返却があった日までの期間（開通日の属する料金月と解除又は返却があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、開通日の属する料金月の初日から末日までの期間）について、定額利用料の支払いを要します。

ただし、料金表第 1（定額利用料）に定める追加 c h サービスについては、当社が追加 c h サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日から起算してその追加 c h サービスの廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（提供を開始した日の属する料金月と廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、その料金月とします。）について、定額利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により TV サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

1) 利用停止があったときは、TV 契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

2) 前号の規定によるほか、TV 契約者は、次の場合を除いて、TV サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 TV 契約者の責めによらない理由により、TV サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、その TV サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第 21 条 TV 契約者は、工事を要する申し込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。この場合において、支払いを要する工事費の額は、当社が別に定める工事費の額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、工事の着手前にその TV 契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 TV 契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を

負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第22条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第23条 TV契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第24条 TV契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7章 削除

第25条 削除

第8章 保守

(TV契約者の維持責任)

第26条 TV契約者は、そのFTTH接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に適合するよう維持していただきます。

(TV契約者の切分責任)

第 27 条 TV契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がF T T H接続回線に接続されている場合であって、TVサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、TV契約者から要請があったときは、当社は、TVサービス取扱所において試験を行い、その結果をTV契約者にお知らせします。

3 当社は、TV契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、TV契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第 28 条 当社は、TVサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、そのTVサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該TV契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、TVサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該TVサービスに係る定額利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、TVサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第 29 条 当社は、TVサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、TV契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

3 当社は、放送内容を変更することがあります。この場合において、その変更によって
TV契約者に損害を与えたときであっても、その損害を賠償しません。

4 当社は、最低視聴年齢に満たない者が最低視聴年齢制限付チャンネルを視聴したこと
によりTV契約者に損害を与えた場合であっても、その損害を賠償しません。

第10章 TV契約者情報の保護

(TV契約者個人情報の保護)

第30条 当社は、保有するTV契約者の諸情報(TV契約者個人に関する情報であって、
TV契約者個人を識別し得る情報をいいます。以下「TV契約者個人情報」といいま
す。)を次に掲げる場合を除き、第三者に提供しません。

- 一 TVサービスを提供する上で必要な場合
- 二 TVサービスの向上を目的とした視聴者調査を行う場合
- 三 TV契約者が書面等により同意した場合
- 四 法令の規定により提供が認められている場合その他公共の利益のために必要がある
場合

2 当社は、第三者にTV契約者個人情報を提供する場合においては、秘密保持契約等適
切な契約を締結します。

(TV契約者個人情報の利用)

第31条 当社は、前条第1項各号に規定する場合のほか、当社のTVサービスの向上を
目的として、TV契約者個人情報を利用することができるものとします。なお、本サー
ビスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバ
シーポリシーにおいて定めます。

(TV契約者個人情報の本人への開示等)

第32条 TV契約者は、当社に対し、自己に関するTV契約者個人情報の開示及び誤っ
た情報の訂正又は削除を請求することができます。

(TV契約者個人情報の消去)

第33条 当社は、別表に規定する保持期間を超えたTV契約者個人情報については、遅
滞なく消去します。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第 34 条 当社は、ＴＶ契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたＴＶ契約者に通知します。

(利用に係るＴＶ契約者の義務)

第 35 条 ＴＶ契約者は、次のことを守っていただきます。

- 1) 当社がＴＶ契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - 2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がＴＶ契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - 3) 当社がＴＶ契約に基づき設置した電気通信設備及び当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - 4) ＴＶ番組の内容の複製頒布等著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害しないこと。
 - 5) 当社の提供するＴＶサービスを第三者に対して視聴させることを目的として使用しないこと。
 - 6) 当社から提供を受けている端末設備を他人に賃貸、質入れ又は譲渡その他の処分を行わないこと。
 - 7) ＴＶサービスを用いて法令に違反する行為を行わないこと。
 - 8) 暗証番号について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うＴＶサービス取扱所に届け出ること。
- 2) ＴＶ契約者が前項に違反して当社に損害を与えた場合においては、当社は、ＴＶ契約者に対し損害の賠償を請求することがあります。
- 3) ＴＶ契約者は、第 1 項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(ＴＶ契約者からのＦＴＴＨ接続回線の設置場所の提供等)

第 36 条 ＦＴＴＨ接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建

物内において、当社がF T T H接続回線等を設置するために必要な場所は、そのT V契約者（そのT V契約者が当該場所に係る地主、家主その他利害関係者から当該場所の提供につき、承諾を得ている場合には、当該地主、家主その他利害関係者を含みます。）から提供していただきます。

- 2 当社がT V契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、T V契約者（そのT V契約者が当該端末設備その他の電気通信設備を設置する場所に係る地主、家主その他利害関係者から電気の提供につき、承諾を得ている場合には、当該地主、家主その他利害関係者を含みます。）から提供していただくことがあります。
- 3 T V契約者は、F T T H回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

料金表

通則

（料金の計算方法）

- 1 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）は、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、月額料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 3-2 当社は、料金その他の計算については、税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

（月額料金の日割）

- 4 月額料金の日割は、次のとおりとします。

当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。ただし、第20条（定額利用料の支払い義務）第1項ただし書きの場合を除きます。

 - 1) 料金月の初日以外の日にT Vサービスの提供の開始（端末設備については、その提供の開始）があったとき。
 - 2) 料金月の初日以外の日にT V契約の解除又は端末設備の返却があったとき。
 - 3) 1)及び2)の場合を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあ

った日から適用します。)

- 4) 第20条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - 5) 起算日の変更があったとき。ただし追加c hサービスの場合を除きます。
- 5 4の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、

第20条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 TV契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 9 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 10 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が3,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 11 当社は、10の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、TV契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 12 当社は、料金又は工事に関する費用について、TV契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

13 第 20 条（定額利用料の支払義務）から第 21 条（工事費の支払義務）までの規定その他約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。（注）この料金表に定める税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。

14 削除

（KDDI まとめて請求に係る取扱い）

15 当社の「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下「KDDI まとめて請求規約」といいます。）に定める「KDDI まとめて請求」（以下「KDDI まとめて請求」といいます。）が適用されている場合は、この約款の規定にかかわらず、KDDI まとめて請求規約が適用されます。

（合算請求の取扱い）

16 TV 契約者が、当社の F T T H サービス契約約款の別記 22 に規定する合算請求の取扱いを受ける場合において、同契約約款の別記 22 中、「F T T H サービスに係る料金その他の債務」とあるのは「F T T H サービスに係る料金その他の債務及び TV サービスに係る料金その他の債務」と読み替えるものとします。

（料金等の請求）

17 TV サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は KDDI まとめて請求規約のほか、当社が別に定めるところによります。

（料金等の臨時減免）

18 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の TV サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第 1 定額利用料

1 適用

定額利用料の適用については、第 20 条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容										
1) タイプに係る料金の適用	<p data-bbox="491 309 1294 376">ア 当社は、TVサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="478 421 1342 1301"> <tr> <td data-bbox="478 421 692 499">タイプⅠ</td> <td data-bbox="695 421 1342 499">タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣ及びタイプⅤ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 504 692 790">タイプⅡ</td> <td data-bbox="695 504 1342 790">当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるF T T H接続回線に係るTV 契約者（そのF T T H接続回線に係る利用契約者（当社のF T T Hサービス契約約款に規定する利用契約者をいいます。以下同じとします。）を含みます。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するものであって、タイプⅢ又はタイプⅣ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 795 692 1010">タイプⅢ</td> <td data-bbox="695 795 1342 1010">当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約（当社のF T T Hサービス契約約款に規定する基本契約をいいます。以下同じとします。）に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結しないもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1014 692 1160">タイプⅣ</td> <td data-bbox="695 1014 1342 1160">当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1164 692 1301">タイプⅤ</td> <td data-bbox="695 1164 1342 1301">当社が契約者グループを設定しないで提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの</td> </tr> </table> <p data-bbox="491 1305 1326 1373">備考 タイプⅣ又はタイプⅤは、当社が別に定める者が基本契約者であるものに限り提供します。</p> <p data-bbox="491 1429 1294 1462">イ TV契約者は、アのタイプの変更はできないものとします。</p>	タイプⅠ	タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣ及びタイプⅤ以外のもの	タイプⅡ	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるF T T H接続回線に係るTV 契約者（そのF T T H接続回線に係る利用契約者（当社のF T T Hサービス契約約款に規定する利用契約者をいいます。以下同じとします。）を含みます。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するものであって、タイプⅢ又はタイプⅣ以外のもの	タイプⅢ	当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約（当社のF T T Hサービス契約約款に規定する基本契約をいいます。以下同じとします。）に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結しないもの	タイプⅣ	当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの	タイプⅤ	当社が契約者グループを設定しないで提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの
タイプⅠ	タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣ及びタイプⅤ以外のもの										
タイプⅡ	当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるF T T H接続回線に係るTV 契約者（そのF T T H接続回線に係る利用契約者（当社のF T T Hサービス契約約款に規定する利用契約者をいいます。以下同じとします。）を含みます。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するものであって、タイプⅢ又はタイプⅣ以外のもの										
タイプⅢ	当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約（当社のF T T Hサービス契約約款に規定する基本契約をいいます。以下同じとします。）に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結しないもの										
タイプⅣ	当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの										
タイプⅤ	当社が契約者グループを設定しないで提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、1のユーザコードにつき1の基本契約を締結するもの										
1)の2 カテゴリーに係る料金の適用	<p data-bbox="491 1485 1294 1552">ア 当社は、TVサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、カテゴリーを定めます。</p> <p data-bbox="507 1556 786 1590">(ア) タイプⅠのもの</p> <table border="1" data-bbox="478 1608 1342 1877"> <tr> <td data-bbox="478 1608 692 1653">カテゴリーⅠ</td> <td data-bbox="695 1608 1342 1653">カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1657 692 1736">カテゴリーⅡ</td> <td data-bbox="695 1657 1342 1736">当社がF T T H接続回線を設置するものであって、カテゴリーⅢ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1740 692 1877">カテゴリーⅢ</td> <td data-bbox="695 1740 1342 1877">当社がF T T H接続回線を設置するものであって、当社の特定TV再送信サービス契約約款に規定する特定TV再送信接続回線と共有するもの</td> </tr> </table> <p data-bbox="491 1881 770 1915">(イ) タイプⅤのもの</p> <table border="1" data-bbox="478 1919 1342 1998"> <tr> <td data-bbox="478 1919 692 1953">カテゴリーⅠ</td> <td data-bbox="695 1919 1342 1953">カテゴリーⅡ以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1957 692 1998">カテゴリーⅡ</td> <td data-bbox="695 1957 1342 1998">当社がF T T H接続回線を設置するもの</td> </tr> </table>	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの	カテゴリーⅡ	当社がF T T H接続回線を設置するものであって、カテゴリーⅢ以外のもの	カテゴリーⅢ	当社がF T T H接続回線を設置するものであって、当社の特定TV再送信サービス契約約款に規定する特定TV再送信接続回線と共有するもの	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ以外のもの	カテゴリーⅡ	当社がF T T H接続回線を設置するもの
カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの										
カテゴリーⅡ	当社がF T T H接続回線を設置するものであって、カテゴリーⅢ以外のもの										
カテゴリーⅢ	当社がF T T H接続回線を設置するものであって、当社の特定TV再送信サービス契約約款に規定する特定TV再送信接続回線と共有するもの										
カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ以外のもの										
カテゴリーⅡ	当社がF T T H接続回線を設置するもの										

(ウ) タイプⅡ、タイプⅢ又はタイプⅣのもの

カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ及びⅢ以外のもの
カテゴリーⅡ	タイプⅠ又はタイプⅤに係るFTTHサービスとFTTH接続回線の一部を共有することがあるもの
カテゴリーⅢ	タイプⅠ又はタイプⅤに係るFTTHサービスとFTTH接続回線の一部を共有することがないものであって、同一の契約者グループにおけるFTTH接続回線の終端を1回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの

イ TV契約者は、アのカテゴリーの変更はできないものとします。

ウ TVサービス(タイプⅡ又はタイプⅣのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。)は、1の契約者グループに係るユーザコードの数が4以上の場合に限り提供します。

エ TVサービス(タイプⅢのものに限ります。)は、カテゴリーⅡのものは提供しません。

2) コース(タイプⅠ(カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)に係る料金の適用

当社は、TVサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠのものに限ります。))に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、コースを定めます。

削除	削除
削除	削除
コースⅢ	FTTH接続回線の一部を複数の利用契約者が同時に利用することがあるもの

2)の2 コース(タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。)に係る料金の適用

ア 当社は、TVサービス(タイプⅡ又はタイプⅣのものであって、カテゴリーⅡのものを除きます。)に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、コースを定めます。

コースⅠ	1の契約者グループに係るユーザコードの数が8以上16未満となるもの ただし、当社のFTTHサービス契約約款に規定する料金表第5(附帯サービスに関する料金等)に定めるVDSL装置等及びONU装置等を利用しないFTTHサービスであって、当社が別に定める場合は、1の契約者グループに係るユーザコードの数が4以上16未満となるものとします。
コースⅡ	1の契約者グループに係るユーザコードの数が16以上となるもの

備考 カテゴリーⅢのもの又は当社のFTTHサービス契約約款に規定する料金表第5(附帯サービスに関する料金等)に規定するONU装置等を利用するものにおいて、コースⅡのものに限り提供します。

	<p>イ TV契約者は、アのコースの変更はできないものとします。</p>				
<p>2)の3 コース(タイプⅢのものに限ります。)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、TVサービス(タイプⅢのものに限ります。)に係る料金を適用するにあたって、下表のとおり、コースを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="475 448 1343 788"> <tr> <td data-bbox="475 448 692 703"> <p>コースⅠ</p> </td> <td data-bbox="692 448 1343 703"> <p>利用契約(当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約をいいます。以下同じとします。)に係る定額利用料(インターネットサービス(当社のFTTHサービス契約約款に規定するインターネットサービスをいいます。以下同じとします。)に係るものに限ります。)を設定するもの</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 703 692 788"> <p>コースⅡ</p> </td> <td data-bbox="692 703 1343 788"> <p>利用契約に係る定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)を設定しないもの</p> </td> </tr> </table> <p>イ TV契約者は、アのコースの変更はできないものとします。 ウ TVサービス(タイプⅢのものであって、カテゴリーⅢのものに限ります。)は、コースⅠのものは提供しません。</p>	<p>コースⅠ</p>	<p>利用契約(当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約をいいます。以下同じとします。)に係る定額利用料(インターネットサービス(当社のFTTHサービス契約約款に規定するインターネットサービスをいいます。以下同じとします。)に係るものに限ります。)を設定するもの</p>	<p>コースⅡ</p>	<p>利用契約に係る定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)を設定しないもの</p>
<p>コースⅠ</p>	<p>利用契約(当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約をいいます。以下同じとします。)に係る定額利用料(インターネットサービス(当社のFTTHサービス契約約款に規定するインターネットサービスをいいます。以下同じとします。)に係るものに限ります。)を設定するもの</p>				
<p>コースⅡ</p>	<p>利用契約に係る定額利用料(インターネットサービスに係るものに限ります。)を設定しないもの</p>				

2 料金額

1) 基本chサービスに係るもの

タイプ、カテゴリー、コースの区分に関わらず、料金額0円とする。

2) 追加chサービスに係るもの

1 ユーザコードごとに月額

区分	料金額	
	税抜額	税込額
スター・チャンネル	2,300円	2,484円
グリーンチャンネルHD及び グリーンチャンネル2HD	1,200円	1,296円
Mnet HD	2,300円	2,484円
J SPORTS 4 HD	1,300円	1,404円
ベーシックchパック	1,466円	1,583円
プラチナセレクトパック	1,980円	2,138円
ミュージックセレクトパック	634円	684円
フジテレビNEXT	1,000円	1,080円

3) 端末設備に係るもの

1 装置ごとに月額

区 分	料金額	
	税抜額	税込額
VDSL装置	400円	432円
セットトップボックス (STW2000)	500円	540円
セットトップボックス (ST1100R)	500円	540円
ONU装置等	500円	540円

第2 工事費

1 適用

工事費の適用については、第21条（工事費の支払義務）の規定によるものとします。

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額		
		税抜額	税込額	
ア契約の締結に関する工事	(ア)(イ)以外の場合	1 ユーザコードごとに	3,000円	3,240円
	(イ) インターネット契約者又はF T T H電話契約者からの請求であって、その請求がインターネットサービス又はF T T H電話サービスの提供を開始した日以降に行われた場合	1 ユーザコードごとに	800円	864円
備考				
1 1の利用契約者からの申込み又は請求により、1のユーザコードに係るアの工事について、同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。				

第3 附帯サービスに関する料金

1. 支払証明書の発行手数料

1 適用

- 1) 当社は、TV契約者から請求があったときは、その契約者に係るTVサービスの支払証明書を発行します。
- 2) TV契約者は、1) の請求をし、その承諾を受けたときは、2（料金額）に規定する発行手数料の支払いを要します。
- 3) TV契約者は、上記2) の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額	
		税抜額	税込額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行 1回ごとに	400円	432円

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料

が必要な場合があります。

別表 保持期間

区 分	保持期間
申込書記載内容ほか電子情報	契約の終了後7年以内
加入者個人情報が記載された書面	契約の締結後7年以内
その他	契約の終了後7年以内

附 則

(実施期日)

この約款は、平成15年12月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年2月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年8月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年1月12日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成17年3月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加c hサービスに係るもの及びを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成17年5月31日までの間において、利用契約（タイプI（コースIのものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成17年5月31日までの間において、利用契約（タイプIのもの（コースIのものに限ります。）を除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年3月11日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成17年7月31日までの間において、利用契約（タイプI（コースIのものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成17年7月31日までの間において、利用契約（タイプIのもの（コースIのものに限ります。）を除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成17年8月31日までの間において、利用契約（タイプIのものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成17年9月30日までの間において、利用契約（タイプI（コースIのものを除きます。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成17年8月31日までの間において、利用契約（タイ

プ I のものを除きます。) の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第 21 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。

- 5 この改正規定実施の日から平成 17 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I（コース I のものを除きます。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第 21 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 6 この改正規定実施の日から平成 17 年 10 月 31 日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日の属する月における定額利用料（追加 c h サービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 17 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I（コース I のものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加 c h サービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は 1 装置に係るものに限ります。）について、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 17 年 9 月 30 日までの間において、利用契約（タイプ I のもの（コース I のものに限ります。）を除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、その支払を要しません。但し、本則第 21 条（工事費の支払い義務）第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成17年11月30日までの間において、利用契約（タイプI（コースIのものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加c hサービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成17年11月30日までの間において、利用契約（タイプIのもの（コースIのものに限ります。）を除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年11月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成17年12月1日から平成18年1月31日までの間において、利用契約（タイプIのものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加c hサービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 平成17年12月1日から平成18年1月31日までの間において、利用契約（タイプI（カテゴリーI（コースIのものに限ります。）およびカテゴリーIIのものに限ります。）のもの（コースIのものに限ります。）を除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。
- 4 この改正規定実施の日から平成18年1月31日までの間において、利用契約（タイ

プ I (カテゴリー II のものに限ります。) のものに限ります。) の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第 21 条 (工事費の支払い義務) 第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成 18 年 2 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において、利用契約 (タイプ I のものを除きます。) の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料 (追加 c h サービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は 1 装置に係るものに限ります。) について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 平成 18 年 2 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間において、利用契約 (タイプ I (カテゴリー I (コース I のものに限ります。) およびカテゴリー II のものに限ります。) のものを除きます。) の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第 21 条 (工事費の支払い義務) 第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。

4 平成 18 年 2 月 1 日から平成 18 年 2 月 28 日までの間において、利用契約 (タイプ I (カテゴリー II のものに限ります。) のものに限ります。) の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第 21 条 (工事費の支払い義務) 第 2 項に定める料金については、その支払を要するものとします。

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成18年4月1日から平成18年5月31日までの間において、利用契約（タイプⅠのものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 平成18年4月1日から平成18年5月31日までの間において、利用契約（タイプⅠのものを除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払を要するものとします。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の際、既に有料電気通信役務利用放送役務契約約款に規定する下表の左欄に係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄の係る契約を締結しているものとみなします。

光プラスTV タイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅠ・プランⅡ	TVサービスタイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅠ
光プラスTV タイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅠ・プランⅢ	TVサービスタイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅠ
光プラスTV タイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅡ・プランⅡ	TVサービスタイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅡ
光プラスTV タイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅡ・プランⅢ	TVサービスタイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅡ
光プラスTV タイプⅠ・カテゴリーⅡ・プランⅡ	TVサービスタイプⅠ・カテゴリーⅡ
光プラスTV タイプⅠ・カテゴリーⅡ・プランⅢ	TVサービスタイプⅠ・カテゴリーⅡ
光プラスTV タイプⅡ・コースⅠ・プランⅡ	TVサービスタイプⅡ・コースⅠ
光プラスTV タイプⅡ・コースⅠ・プランⅢ	TVサービスタイプⅡ・コースⅠ

光プラスTV タイプⅡ・コースⅡ・プランⅡ	TVサービスタイプⅡ・コースⅡ
光プラスTV タイプⅡ・コースⅡ・プランⅢ	TVサービスタイプⅡ・コースⅡ
光プラスTV タイプⅢ・コースⅠ・プランⅡ	TVサービスタイプⅢ・コースⅠ
光プラスTV タイプⅢ・コースⅠ・プランⅢ	TVサービスタイプⅢ・コースⅠ
光プラスTV タイプⅢ・コースⅡ・プランⅡ	TVサービスタイプⅢ・コースⅡ
光プラスTV タイプⅢ・コースⅡ・プランⅢ	TVサービスタイプⅢ・コースⅡ
光プラスTV タイプⅣ・コースⅠ・プランⅡ	TVサービスタイプⅣ・コースⅠ
光プラスTV タイプⅣ・コースⅠ・プランⅢ	TVサービスタイプⅣ・コースⅠ
光プラスTV タイプⅣ・コースⅡ・プランⅡ	TVサービスタイプⅣ・コースⅡ
光プラスTV タイプⅣ・コースⅡ・プランⅢ	TVサービスタイプⅣ・コースⅡ

- 3 平成18年6月1日から平成18年9月30日までの間において、TV契約（タイプⅠ及びタイプⅤ（平成18年7月10日以降の場合に限る）のものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 平成18年6月1日から平成18年9月30日までの間において、TV契約（タイプⅠ及びタイプⅤ（平成18年7月10日以降の場合に限る）のものを除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 5 平成18年6月1日から平成18年9月30日までの間においてTV契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（追加chサービス及び端末設備に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 6 平成18年6月1日から平成18年9月30日までの間においてTV契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（1のセットトップボックスに係る料金に限ります。）

について、この約款の規定にかかわらず、税別額300円(税込額315円)とします。
この場合において、本則第20条(定額利用料の支払い義務)及び第28条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年7月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成18年7月10日から平成18年9月30日までの間において、TV契約(タイプVのものに限ります。)の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における定額利用料(追加c hサービス及び端末設備に係るものを除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成18年7月10日から平成18年9月30日までの間において、TV契約(タイプVのものに限ります。)の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における定額利用料(1のセットトップボックスに係る料金に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税別額300円(税込額315円)とします。この場合において、本則第20条(定額利用料の支払い義務)及び第28条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成18年10月1日から平成19年1月31日までの間において、TV契約(タイプI及びタイプVのものを除きます。)の申し込みをした者は、当社がその提供を開始

した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加c hサービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 平成18年10月1日から平成19年1月31日までの間において、TV契約（タイプI及びタイプVのものを除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

4 平成18年10月1日から平成19年1月31日までの間において、TV契約（タイプI（カテゴリーIIのものに限ります。）及びタイプVのものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（追加c hサービス及び端末設備に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

5 平成18年10月1日から平成19年1月31日までの間において、TV契約（タイプI（カテゴリーIIのものに限ります。）及びタイプVのものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（1のセットトップボックスに係る料金に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税別額300円（税込額315円）とします。この場合において、本則第20条（定額利用料の支払い義務）及び第28条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改定規定は、平成18年10月3日から実施します。但し、ONU装置等については、平成18年12月1日から適用するものとします。

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。

(その他)

- 2 平成18年6月1日から実施された附則第5項及び第6項中、「当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間」を、「当社がその提供を開始した日から平成19年3月31日までの間」に改めます。
- 3 平成18年7月10日から実施された附則第2項及び第3項中、「当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の5ヶ月後の料金月までの間」を、「当社がその提供を開始した日から平成19年3月31日までの間」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成19年2月1日から平成19年2月28日までの間において、TV契約(タイプI及びタイプVのものを除きます。)の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料(追加chサービスに係るものを除きます。また、端末設備に係る料金は1装置に係るものに限り、)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 3 平成19年2月1日から平成19年2月28日までの間において、TV契約（タイプI及びタイプVのものを除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間において、TV契約（タイプI（カテゴリーIIのものに限ります。）及びタイプVのものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日から平成19年9月30日までの間における定額利用料（追加chサービス及び端末設備に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 5 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間において、TV契約（タイプI（カテゴリーIIのものに限ります。）及びタイプVのものに限ります。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日から平成19年9月30日までの間における定額利用料（1のセットトップボックスに係る料金に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税別額300円(税込額315円)とします。この場合において、本則第20条（定額利用料の支払い義務）及び第28条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成19年3月1日から平成19年4月30日までの間において、TV契約（タイプI及びタイプVのものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日から平成19年9月30日までの間における定額利用料（追加chサービス及び端末設備に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成19年3月1日から平成19年4月30日までの間においてTV契約（タイプI及びタイプVのものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日から平成19年9月30日までの間における定額利用料（1のセットトップボックスに係る料金に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税別額300円(税込額315円)とします。この場合において、本則第20条（定額利用料の支払い義務）

及び第28条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この平成19年4月1日から平成19年6月30日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日の属する月における定額利用料（追加c hサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年4月19日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成19年5月1日から平成19年5月31日までの間において、TV契約（タイプI（カテゴリーIのものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日から平成19年9月30日までの間における定額利用料

(追加c hサービス及び端末設備に係るものを除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 3 平成19年5月1日から平成19年5月31日までの間においてTV契約(タイプI(カテゴリーIのものに限ります。))のものを除きます。)の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日から平成19年9月30日までの間における定額利用料(1のセットトップボックスに係る料金に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税別額300円(税込額315円)とします。この場合において、本則第20条(定額利用料の支払い義務)及び第28条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成19年8月31日までの間において、TV契約(タイプI(カテゴリーIのものに限ります。))のものを除きます。)の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日から平成19年12月31日までの間における定額利用料(追加c hサービス及び端末設備に係るものを除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、税別額520円(税込額546円)とします。この場合において、本則第20条(定額利用料の支払い義務)及び第28条(責任の制限)の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、TV契約(タイプI(カテゴリーIのものに限ります。))のものを除きます。)の申し込みをした者は、

当社がその提供を開始した日から平成19年12月31日までの間における定額利用料（追加c hサービス及び端末設備に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、税別額520円（税込額546円）とします。この場合において、本則第20条（定額利用料の支払い義務）及び第28条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成19年10月31日までの間において、TV契約（タイプI（カテゴリーIのものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日から平成20年1月31日までの間における定額利用料（追加c hサービス及び端末設備に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、税別額520円（税込額546円）とします。この場合において、本則第20条（定額利用料の支払い義務）及び第28条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成19年11月12日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年1月23日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成20年8月1日から平成20年10月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日の属する月における定額利用料（追加c hサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。ただし、当社がその提供を開始した日の属する月に当該利用契約の解除があった場合は、この限りではありません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の際、既に有料電気通信役務利用放送役務契約約款に規定する下表の左欄に係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄の係る契約を締結しているものとみなします。

TVサービス（タイプVのものに限ります。）	TVサービス（タイプV（カテゴリーIIのものに限ります。）のものに限ります。）
-----------------------	-----------------------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成19年4月1日から平成21年9月30日までにTV契約（タイプIカテゴリーIIIのものに限ります。）の申し込みをした者は、この改正規定実施の日から、平成23

年7月31日までの間における定額利用料（追加c hサービス及び端末設備に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、税別額1200円（税込額1260円）とします。この場合において、本則第20条（定額利用料の支払い義務）及び第28条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日の属する月における定額利用料（追加c hサービス（レインボーチャンネル、ミッドナイト・ブルー、レインボーチャンネル及びミッドナイト・ブルー、プレイボーイチャンネルを除きます。）に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。ただし、当社がその提供を開始した日の属する月に、当該利用契約の解除があった場合は、この限りではありません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年11月4日から実施します。

（経過措置）

2 平成21年11月4日から平成22年1月31日までの間において、TV契約（タイプI（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとしします。

3 平成21年11月4日から平成22年1月31日までの間においてTV契約（タイプ

I（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者および端末設備に関わるもの（セットトップボックス）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの（セットトップボックスに係る料金に限ります。））について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 4 平成19年4月1日から平成22年3月31日までにTV契約（タイプIカテゴリーⅢのものに限ります。）の申し込みをした者は、この改正規定実施の日から、平成23年7月31日までの間における定額利用料（追加chサービスのうち、ベーシックchパックに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税別額566円（税込額594円）とします。この場合において、本則第20条（定額利用料の支払い義務）及び第28条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成21年12月1日から平成22年1月31日までの間においてTV契約（タイプI（カテゴリーⅢのものに限ります。）に限ります。）の申し込みをした者および端末設備に関わるもの（セットトップボックス）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの（セットトップボックスに係る料金に限ります。））について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成21年11月3日以前にTV契約の申し込みをした者で、平成21年11月4日から平成22年3月31日までの間にTV契約を解除した者は、解除のあった日の属する料金月の定額利用料（追加chサービス（ベーシックchパックに限ります。）に係るものに限ります。）についてこの約款の規定に関わらず、その利用日数に応じて日割します。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 平成22年2月1日から平成22年3月31日までの間において、TV契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとしします。
 - 3 平成22年2月1日から平成22年3月31日までの間においてTV契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者および端末設備に関わるもの（セットトップボックス）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの（セットトップボックスに係る料金に限ります。））について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
 - 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
 - 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年3月14日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、TV契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 3 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間において、TV契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、この改正規定実施の日から、平成23年7月31日までの間における定額利用料（追加chサービスのうち、ベーシックchパックに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税別額566円（税込額594円）とします。この場合において、本則第20条（定額利用料の支払い義務）及び第28条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
- 4 平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間において、TV契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第21条（工事費の支払い義務）第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 5 平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に関わるもの（セットトップボックス）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの（セットトップボックスに係る料金に限ります。））について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 6 平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日の属する月における定額利用料（追加chサービス（ベーシックchパック、音楽chパックを除きます）に係るもの）に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。ただし、当社がその提供を開始した日の属する月に、当該利用契約の解除があった場合は、この限りではありません。
- 7 平成18年6月1日より実施の附則第2項については、TVサービスタイプⅠ・カテ

ゴリーⅠ・コースⅠ、TVサービスタイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅡについては「削除」に改めます。

8 前項の規定にかかわらず、改正前の規定により、TVサービスタイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅡの提供を受けていた利用契約者であって、次のいずれかに該当するものは当社が別に定める期間、改正前の規定に基づき、TVサービスタイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅡを提供する取扱いを行います。

(1) この改正規定実施の際現に、当社が別に定める態様により、インターネット契約又は当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約の申込みについて当社から承諾を受けている者。

(2) そのTVサービスタイプⅠ・カテゴリーⅠ・コースⅡに係るFTTH接続回線の終端の設置場所が、当社が別に定める地域にある者。

(3) その他当社が別に定める者。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年5月10日から実施します。

(経過処置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

(経過処置)

2 平成22年6月1日から平成22年8月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に関わるもの(セットトップボックス)の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料(端末設備に係るもの(セットトップボックスに係る料金に限ります。))について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 平成22年6月1日から平成22年8月31日までの間において、利用契約の申し込

みをした者は、当社がその提供を開始した日の属する月における定額利用料（追加c hサービスのうち、ベーシックc hパックに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

4 平成22年6月1日から平成22年8月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加c hサービスのうち、スター・チャンネルマルチプレックスに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年6月2日から実施します。

（経過処置）

2 削除

3 料金額の端末設備に係るものに、セットトップボックス（HD-STB）を1300円（税抜額）、1365円（税込額）を定めます。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

（経過処置）

2 平成22年9月1日から平成22年10月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの（セットトップボックス）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金

月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの（セットトップボックスに係る料金に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 平成22年9月1日から平成22年10月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日の属する月における定額利用料（追加c hサービス（クラシカ・ジャパン、プレイボーイチャンネル、ベーシックc hパック、音楽c hパックを除きます）に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

4 平成22年6月1日から実施された附則第4項中、「定額料（追加c hサービスのうち、スター・チャンネルマルチプレックス、ビデオ月額パックに限ります。）について」を、「定額料（追加c hサービスのうち、スター・チャンネルマルチプレックスに限ります。）について」に改めます。

5 平成22年6月2日から実施された附則第2項を削除します。

6 削除

7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

（経過処置）

2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、TV契約者は、料金表 通則 第3附帯サービスに関する料金 1適用 2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表 通則 第3附帯サービスに関する料金 2 料金額に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

（経過処置）

2 平成22年11月1日から平成23年1月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの（セットトップボックス）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの（セットトップボックスに係る料金に限ります。））について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 次表の左欄の附則中、同表の右欄の文言については、「削除」に改めます。

附則 実施期日平成17年2月1日第2項 附則 実施期日平成17年6月1日第2項 附則 実施期日平成17年8月1日第2項、第3項 附則 実施期日平成17年9月1日第2項 附則 実施期日平成17年10月1日第2項 附則 実施期日平成17年11月28日第2項 附則 実施期日平成18年2月1日第2項 附則 実施期日平成18年4月1日第2項 附則 実施期日平成18年6月1日第3項、第5項 附則 実施期日平成18年7月10日第2項 附則 実施期日平成18年10月1日第2項、第4項 附則 実施期日平成19年2月1日第2項、第4項 附則 実施期日平成19年3月1日第2項 附則 実施期日平成19年5月1日第2項	但し、本則第25条（最低利用期間）第3項に定める料金については、その支払を要するものとします。
附則 実施期日平成21年11月4日第2項 附則 実施期日平成22年2月1日第2項 附則 実施期日平成22年4月1日第2項、第4項	また、本則第25条（最低利用期間）第3項に定める料金については、その支払を要するものとします。
附則 実施期日平成21年11月4日第3項 附則 実施期日平成21年12月1日第2項 附則 実施期日平成22年2月1日第3項 附則 実施期日平成22年4月1日第5項 附則 実施期日平成22年6月1日第2項 附則 実施期日平成22年9月1日第2項	但し、本則第25条（最低利用期間）第3項に定める料金については、その支払いを要するものとします。また、この場合において、本則第20条（定額利用料の支払い義務）及び第28条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料として取り扱います。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

(経過処置)

- 2 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日の属する月における定額利用料（追加chサービス(ベーシックchパック、音楽chパックを除きます)に係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成22年6月2日から実施の附則第2項から第4項について、それぞれ第3項から第5項に改め、第2項について、「削除」に改めます。
- 4 平成22年9月1日から実施の附則第6項について、「削除」に改めます。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過処置)

- 2 平成23年2月1日から平成23年3月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの(セットトップボックス)の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの（セットトップボックスに係る料金に限ります。）)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成23年2月1日から平成23年3月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスのうち、ベーシックchパックに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(経過処置)

- 2 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの（セットトップボックスHD-STBに限ります。）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの、かつセットトップボックスHD-STBに係る料金に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの（セットトップボックスHD-STBに限ります。）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月から、5ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの、かつセットトップボックスHD-STBに係る料金に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、500円（税込525円）とします。
- 4 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスのうち、ベーシックchパックに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。
- （経過処置）
- 2 平成23年6月1日から平成23年7月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの（セットトップボックスST1100R、セットトップボックスHD-STBに限ります。）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの、かつセットトップボックスST1100R、セットトップボックスHD-STBに係る料金に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
 - 3 平成23年6月1日から平成23年7月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスのうち、ベーシックchパ

ックに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(経過処置)

- 2 平成23年8月1日から平成23年9月30日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの(セットトップボックスST1100Rに限ります。)の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料(端末設備に係るもの、かつセットトップボックスST1100Rに係る料金に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成23年8月1日から平成23年11月30日までの間において、TV契約(タイプI(カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。)の申し込みをした者は、契約の締結に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第21条(工事費の支払い義務)第2項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
- 4 平成23年6月30日の放送法の改定により、本約款は、有料電気通信役務利用放送役務契約約款から、有料放送役務契約約款へ改定します。以後、附則中に掲載された有料電気通信役務利用放送役務契約約款は、有料放送役務契約約款に読み替えます。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(経過処置)

- 2 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの(セットトップボックスST1100Rに限ります。)の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料(端末設備に係るもの、かつセットトップボックスST1100Rに係る料金に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料(追加chサービスのうち、ベーシックchパックに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 平成23年10月1日から平成23年12月31日までの間において、TV契約者(タイプI(カテゴリーⅢのものに限ります)のものを除きます)が、当社の指定するTVサービス取扱所において、利用契約(追加chサービスのうち、ベーシックchパックに限ります。)の申し込みをした場合は、本則第21条(工事費の支払い義務)第1項に定める工事費の支払いを要しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。

(経過処置)

- 2 平成23年11月1日から平成24年3月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの(セットトップボックスST1100Rに限ります。)の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料(端末設備に係るもの、かつセットトップボックスST1100Rに係る料金に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成23年11月1日から平成24年3月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金

月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスのうち、ベーシックchパックに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの（セットトップボックスST1100Rに限ります。）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの、かつセットトップボックスST1100Rに係る料金に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加chサービスのうち、ベーシックchパック、スター・チャンネルに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの（セットトップボックスST1100Rに限ります。）の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（端末設備に係るもの、かつ

セットトップボックスST1100Rに係る料金に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 3 平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料(追加chサービスのうち、ベーシックchパックに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。

(経過処置)

- 2 平成24年9月1日から平成24年9月30日までの間において、TV契約の申し込みをした者および端末設備に係るもの(セットトップボックスST1100Rに限ります。)の変更を実施した者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料(端末設備に係るもの、かつセットトップボックスST1100Rに係る料金に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成24年9月1日から平成24年9月30日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料(追加chサービスのうち、ベーシックchパックに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(経過処置)

- 2 平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間において、TV契約者（セットトップボックス a u B O Xに限ります。）が、当社の指定するセットトップボックス（S T 1 1 0 0 R）に変更を実施した者は、当社がその提供した日の属する料金月から、平成25年10月31日までの定額利用料（端末設備に関わるもの（セットトップボックスに関わる料金に限ります。）について、この約款の規定に関わらず、300円（税込315円）とします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

（経過処置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 4 セットトップボックス（a u B O X）に係る規定を削除致します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

（経過処置）

- 2 利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（追加c hサービスのうち、プラチナセレクトパックに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 平成26年2月1日から平成26年5月31日までの間において、利用契約の申し込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（プラチナセレクトパックに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,466円、税込額は消費税相当額を加算した額といたします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いにつ

いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過処置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

(経過処置)

2 平成26年2月1日から実施の本則 第7章および第25条について、「削除」に改めます。

3 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(経過処置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(経過処置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

(経過処置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年6月1日から実施します。

(経過処置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 料金額の改正規定は、平成28年6月29日から実施します。

(経過処置)

2 本附則による改正の実施日の前日までに契約書面の交付を受けたTV契約者等が、改正放送法第150条の3第1項に規定する解除を行おうとする場合には、本附則による改正後の第9条の2第1項に規定する解除を行うものとして取り扱います

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかったTVサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じたTVサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

(経過処置)

2 この改正規定実施の日から、端末設備に係るもの(セットトップボックスHDS-TBに限ります。)の利用契約をしている者は、平成28年10月1日から平成28年10月31日までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

(経過処置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 セットトップボックス（HDS-TB）に係る規定を削除致します。